（公衆の閲覧の方法）

第十三条の二　法第九条の規定による公衆の閲覧は、第一種貨物利用運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十三条の三　法第九条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　第一種貨物利用運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　第一種貨物利用運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第二十五条の見出しを「（掲示事項等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第二十五条の二　法第二十七条（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公衆の閲覧は、第二種貨物利用運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第二十五条の三　法第二十七条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　第二種貨物利用運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　第二種貨物利用運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第十四条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条の見出しを「（掲示事項等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十三条　法第十一条の規定による公衆の閲覧は、一般貨物自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十三条の二　法第十一条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第十五条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「（掲示等の記載事項等）」に改め、同条第二項中「掲示」を「掲示及び公衆の閲覧」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第七十七条の二十八の規定による公衆の閲覧は、指定確認検査機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第三十一条の九の二の見出しを「（掲示等の記載事項等）」に改め、同条第二項中「掲示」を「掲示及び公衆の閲覧」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第七十七条の三十五の十三の規定による公衆の閲覧は、指定構造計算適合性判定機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

別記第九号様式を次のように改める。

第九号様式（第二十七条関係）

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 地方整備局長（　）第　　号 知事
指定の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
機関の名称	
主たる事務所の住所	電話番号　（　）
代表者氏名	
業務区域	
指定の区分	
取り扱う建築物等	
実施する業務の態様	

備考　1　「取り扱う建築物等」の欄には、当該指定確認検査機関が、指定区分のうち、確認検査の業務の範囲として確認検査の業務の対象とする建築物等として確認検査業務規程において定めるものを記載すること。

2　「実施する業務の態様」の欄には、建築確認又は完了検査若しくは中間検査の別を記載すること。

3　標識を事務所において公衆に見やすいように掲示する場合における当該標識の大きさは、縦45cm以上、横35cm以上とすること。